

○認定講習課程とは

→ 無線従事者資格を取得するには、無線従事者国家試験に合格するほかに、総務大臣の認定を受けた認定講習課程を修了するという方法があります。

以下の認定講習課程は、認定講習課程の認定基準（無線従事者規則第35条）に適合していることについて、総務大臣の認定を受けています。この認定講習課程を修了した方は、同養成課程の対象とする無線従事者の資格の免許を受けることができます。

（注）この表は令和2年11月1日から令和5年10月30日までで認定された認定講習課程を掲載しています。（令和5年11月1日現在）

| 担当地方局名 | 認定講習課程の種別 (免許を受けることができる資格) | 認定講習課程実施者 | 実施期間 | 講習形態 | その他参考となる事項 |
|---------|-------------------------------|--------------|-----------------------------|-------|------------|
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和2年11月24日から 令和2年12月5日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第二級総合無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和3年2月15日から 令和3年3月9日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和3年5月24日から 令和3年6月4日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和3年11月23日から 令和3年12月4日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和4年2月14日から 令和4年2月25日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和4年5月23日から 令和4年6月3日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和4年11月21日から 令和4年12月2日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和5年2月7日から 令和5年2月18日まで | 同時受講型 | |
| 関東総合通信局 | 第三級海上無線通信士 | 公益財団法人日本無線協会 | 令和5年5月16日から 令和5年5月27日まで | 同時受講型 | |